

# 定 款

特定非営利活動法人  
三 和 会

# 特定非営利活動法人 三和会 定 款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 三和会 と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県前橋市住吉町二丁目6番11号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、高齢者及び障害者に対して、住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう福祉に関する事業を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。また、こどもや親、外国人も含め住みやすく安心した日常生活が送れるような地域づくりを目指す。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (20) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
  - ② 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
  - ③ 介護保険法に基づく居宅サービス事業
  - ④ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
  - ⑤ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
  - ⑥ 介護保険法に基づく介護予防支援事業
  - ⑦ 高齢者及び障害者に対する生活支援事業
  - ⑧ 介護人材の育成等を目的とする貸付事業を利用する個人の連帯保証事業

- ⑨ 認知症サポーター養成事業
  - ⑩ ボランティア育成・地域清掃等、住みやすい街づくり推進事業
  - ⑪ 地元物産展示推奨事業
  - ⑫ 災害時物資収集場所及び避難場所設置事業
  - ⑬ 外国人国際交流事業
  - ⑭ こども学習支援・こども食堂運営事業
  - ⑮ 高齢者雇用確保整備事業
  - ⑯ イベント開催事業
  - ⑰ 買物支援事業
  - ⑱ 介護施設運営コンサルタント事業
  - ⑲ 職員教育研修事業及び研修請負事業
  - ⑳ 介護職員初任者研修・実務者研修事業
  - ㉑ 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業（第一号事業）
- (2) その他の事業
- ① 貸借事業
- 2 その他の事業から生じた利益は、特定非営利活動に係る事業のために使用するものとする。

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動を推進する個人又は団体
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第 3 章 役員及び職員

(種類及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第 16 条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第4章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社員の表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号、第 49 条及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときには、その日から起算して 20 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の開催の日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条及び第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(財産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第 44 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、

当該業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2 当該事業年度中の事業計画および活動予算の変更は、理事会の議決による。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の決議を行うときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第 51 条 この法人が解散（合併及び破産による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

## 第 9 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、当分の間、徴収しないこととする。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 19 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。

別 表

役 職 名	氏 名	備 考
理 事	三 俣 修 一	理 事 長
〃	早 部 邦 雄	副理事長
〃	品 川 賢	
〃	土 橋 浩 二	
監 事	平 田 次 男	

附 則

- 1 平成 24 年 1 月 6 日一部変更 (第 2 条事務所、第 3 条目的、第 5 条事業)
- 2 平成 25 年 7 月 16 日一部変更 (第 3 条目的、第 5 条事業、第 23 条権能、第 45 条事業計画及び予算、第 46 条事業報告及び決算、第 49 条定款変更、附則)
- 3 平成 29 年 6 月 1 日一部変更 (第 53 条公告の方法)
- 4 令和 元年 12 月 25 日一部変更 (第 5 条事業)
- 5 令和 2 年 11 月 26 日一部変更 (第 3 条目的、第 4 条活動、第 5 条事業)
- 6 令和 4 年 3 月 4 日一部変更 (第 4 条活動の種類、第 5 条事業)
- 7 令和 8 年 月 日一部変更 (第 5 条事業追加、第 7 条入会、第 18 条解任、第 29 条社員の表決権等、第 40 条資産の構成)、第 41 条資産の区分、第 44 条会計の区分等)

# 令和7年度 事業計画書

(令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月 31日まで)

特定非営利活動法人三和会

## 1 基本方針

高齢化社会の進行に伴い、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりが求められている。本事業は、住民向けの認知症サポーター養成講座や認知症カフェの開催、見守りネットワークの構築を通じて、地域全体で支える体制を整備することを目的とする。本人と家族の孤立を防ぎ、早期発見・早期支援につなげ、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数
(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護事業	グループホームかしわぐら	通年	前橋市 柏倉町	12名	9名
(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護事業	グループホームかわらはま	通年	前橋市 河原浜町	12名	9名
(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護事業	グループホームしょうわ	通年	前橋市 昭和町	12名	9名
(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護事業	小規模多機能ホームしょうわ	通年	前橋市 昭和町	15名	29名
(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護事業	グループホームみつまた	通年	前橋市 三俣町	12名	9名
(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護事業	小規模多機能ホームみつまた	通年	前橋市 三俣町	15名	29名
(介護予防) 居宅介護支援事業	居宅介護支援事業所すみよし	通年	前橋市 住吉町	4名	40名
地域づくり事業	認知症伴走型支援事業所	通年	前橋市	1名	80名

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数
貸借事業	店舗として貸付け	通年	前橋市朝日町	0名	市内の事業者

3 総会・理事会の開催

- ・ 毎年5月に事業報告及び決算総会・理事会を開催する。
- ・ 毎年3月に事業計画及び予算理事会を開催する。
- ・ 随時必要に応じ総会・理事会を行い適正な経営を図る

# 令和8年度 事業計画書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

特定非営利活動法人三和会

## 1 基本方針

高齢化社会の進行に伴い、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりが求められている。本事業は、住民向けの認知症サポーター養成講座や認知症カフェの開催、見守りネットワークの構築を通じて、地域全体で支える体制を整備することを目的とする。また、在宅生活が困難になった認知症高齢者の方が安心して暮らせるグループホームを整備します。そして、本人と家族の孤立を防ぎ、早期発見・早期支援につなげ、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数
(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護事業	グループホームかしわぐら	通年	前橋市 柏倉町	12名	9名
(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護事業	グループホームかわらはま	通年	前橋市 河原浜町	12名	9名
(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護事業	グループホームしょうわ	通年	前橋市 昭和町	12名	9名
(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護事業	小規模多機能ホームしょうわ	通年	前橋市 昭和町	15名	29名
(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護事業	グループホームみつまた	通年	前橋市 三俣町	12名	9名
(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護事業	小規模多機能ホームみつまた	通年	前橋市 三俣町	15名	29名
(介護予防) 居宅介護支援事業	居宅介護支援事業所すみよし	通年	前橋市住 吉町	4名	40名
地域づくり事業	認知症伴走型支援事業所	通年	前橋市	1名	80名

(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護事業	グループホームしもほそい	通年	前橋市 下細井町	12名	9名
地域密着型 通所介護（介護予 防通所介護）	藤さくら倶楽部	通年	前橋市 下細井町	5名	18名

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	受益対象者 の範囲及び 人数
賃貸借事業	店舗として貸付け	通年	前橋市 朝日町	0名	市内の 事業者

3 総会・理事会の開催

- ・毎年5月に事業報告及び決算総会・理事会を開催する。
- ・毎年3月に事業計画及び予算理事会を開催する。
- ・随時必要に応じ総会・理事会を行い適正な経営を図る

活動予算書

(特定非営利活動に係る事業会計)  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 三和会

(単位:円)

科目	特非に係る費用	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
介護事業収益	316,520,000		
5. その他収益			
賃貸借		2,760,000	
受取利息	0		
受取配当金	0		
雑収益	1,200,000		
経常収益計	317,720,000	2,760,000	320,480,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	207,800,000	0	
法定福利費	28,700,000	0	
福利厚生費	180,000		
人件費計	236,680,000	0	236,680,000
(2) その他経費			
広告宣伝費	200,000		
給食費	19,600,000		
保険衛生費	3,100,000	0	
教養娯楽費	80,000		
外注費	600,000		
日用品費	170,000		
水道光熱費	11,650,000	20,000	
車両燃料費	1,700,000		
事務用消耗品費	210,000		
消耗品費	2,450,000		
賃借料	4,650,000	220,000	
支払保険料	5,150,000	200,000	
修繕費	2,500,000		
租税公課	1,570,000	30,000	
減価償却費	15,500,000	1,800,000	
渉外費	120,000		
旅費交通費	3,500,000		
通信費	1,350,000		
会議費	120,000		
寄付金	40,000	10,000	
諸会費	140,000		
図書研修費	200,000		
リース料	0		
貸倒引当金繰入	280,000		
雑費	4,500,000		
その他経費計	79,380,000	2,280,000	81,660,000
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料			
法定福利費			
人件費計			
(2) その他経費			
渉外費	120,000		
支払利息	1,458,000		
その他経費計	1,578,000		
管理費計	1,578,000		1,578,000
経常費用計	317,638,000	2,280,000	319,918,000
当期経常増減額	82,000	480,000	562,000
III 経常外収益			
1. 貸倒引当金戻入益	280,000		280,000
2. 過年度損益修正益			
経常外収益計	280,000		280,000
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			560,000
経理区分振替額	480,000	△ 480,000	
税引前当期正味財産増減額	842,000		842,000
法人税、住民税及び事業税	82,000		82,000
当期正味財産増減額	760,000	0	760,000
前期繰越正味財産額	25,536,383	0	25,536,383
次期繰越正味財産額	26,296,383	0	26,296,383

活動予算書

(特定非営利活動に係る事業会計)  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 三和会

(単位:円)

科目	特非に係る費用	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
介護事業収益	337,820,000		
5. その他収益			
賃貸借		2,760,000	
受取利息	0		
受取配当金	0		
雑収益	2,000,000		
経常収益計	339,820,000	2,760,000	342,580,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	219,800,000	0	
法定福利費	30,700,000	0	
福利厚生費	230,000		
人件費計	250,730,000	0	250,730,000
(2) その他経費			
広告宣伝費	300,000		
給食費	20,800,000		
保険衛生費	3,200,000	0	
教養娯楽費	180,000		
外注費	600,000		
日用品費	270,000		
水道光熱費	13,150,000	20,000	
車両燃料費	1,900,000		
事務用消耗品費	260,000		
消耗品費	2,550,000		
賃借料	4,650,000	220,000	
支払保険料	5,210,000	200,000	
修繕費	3,000,000		
租税公課	2,350,000	30,000	
減価償却費	16,000,000	1,800,000	
渉外費	120,000		
旅費交通費	3,500,000		
通信費	1,795,000		
会議費	150,000		
寄付金	40,000	10,000	
諸会費	140,000		
図書研修費	250,000		
リース料	2,400,000		
貸倒引当金繰入	280,000		
雑費	5,000,000		
その他経費計	88,095,000	2,280,000	90,375,000
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料			
法定福利費			
人件費計			
(2) その他経費			
渉外費	120,000		
支払利息	1,458,000		
その他経費計	1,578,000		
管理費計	1,578,000		1,578,000
経常費用計	340,403,000	2,280,000	342,683,000
当期経常増減額	△ 583,000	480,000	△ 103,000
III 経常外収益			
1. 貸倒引当金戻入益	280,000		280,000
2. 過年度損益修正益			
経常外収益計	280,000		280,000
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			560,000
経理区分振替額	480,000	△ 480,000	
税引前当期正味財産増減額	177,000		177,000
法人税、住民税及び事業税	82,000		82,000
当期正味財産増減額	95,000	0	95,000
前期繰越正味財産額	26,296,383	0	26,296,383
次期繰越正味財産額	26,391,383	0	26,391,383